

3 町内会からの要望事項及び回答(担当部順)

※再掲欄に★印があるもの・・・複数部にまたがる要望事項で、再掲したもの

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	1	<p>【錦岡地区にも簡易ゴミ処理施設の必要を感じます】もえぎ町町内会</p> <p>もえぎ町の山側(北)に未開発道路を散策路として楽しんでおりますが「不法投棄禁止パトロール強化地区」の看板を掲げて注意をうながし効果をあげておりますが、この不法投棄のもとをたずねると、通常のゴミ処理では問題はないのですが、乗用車等で沼ノ端の処理場までの搬送には往復30キロ余り、時間的な事等負担が大きいのか、近くで投棄と考えての行動かと推察されます。この地域に簡易なゴミ処理施設(計量機、輸送トラック配車機能)があればと考えます。「パトロール強化地区」看板の必要なくなる事を願いながら希望します。</p>	<p>近年のごみの減少を踏まえ、平成30年度に糸井清掃センターの稼働を終了し、沼ノ端クリーンセンターの単独運転にて処理を行っていることから、現在、新たな処理施設の設置は計画しておりません。</p> <p>なお、沼ノ端クリーンセンターまでの搬入が困難な場合は、大型ごみ・せん定枝収集センターや収集運搬許可業者の活用をお願いいたします。</p> <p>また、不法投棄が発見された場合には、ゼロごみ推進課(Tel53-0530)まで御連絡をお願いいたします。</p>	C	<p>環境衛生部 施設管理課 ゼロごみ推進課</p>

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
★	環 都	2 18	<p>【環境美化活動事業計画と道路縁等の草刈りのやり方について】 すずらん町内会</p> <p>今年も、町内にある公園や遊歩道の草刈りが行われています。 しかし、公園や遊歩道に接する道路縁や歩道の草刈りは行われていません。 なぜ、同時に草刈りが行われないのか、時期をずらして道路縁などの草刈りを行うというのであれば、先に草刈りの終わった遊歩道等の草も伸び始めているところもあるなど、いつも疑問に感じているところです。 地域住民の中には、自宅前の草が伸び放題では余りにも見苦しく感じ、せめて自宅前だけでもとの思いで、それぞれが道路縁や歩道の草刈りを行っています。 ところで、毎年、町内会から市に対し、「環境美化活動事業計画書」を提出し、これに対し、市からの「助成金」が交付されています。 事業計画の項目の中には、地域における「環境整備」や「町内の環境美化に係る活動」があり、この項目には、町内の草刈りも含まれるのではと思います。しかし、この草刈りの範囲は、何処までのことを指すのかははっきりしていません。あくまでも住民の住宅前道路縁等だけなのか、管理者不在の空き地周辺までなのか。 市では、同時に道路縁等の草刈りを実施しないのは、ただ、担当部署が異なる上、業者への業務委託時期が異なるためなのか、あるいは町内会によるこの環境美化活動事業計画との兼ね合いから、できれば町内会に道路縁等の草刈りを行ってもらえると考えているのかどうか、伺いたいと思います。</p>	<p>日頃より、地域の皆様には御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。 環境美化活動事業については、生活環境の美化及び保全を目的とし、町内会が行う大掃除やごみステーション周辺の環境整備などに対し助成しており、ごみステーション周りに限らず幅広く活用していただければと考えております。 なお、環境美化活動助成金について、御不明な点等ございましたらゼロごみ推進課(55-4266)までお問い合わせをお願いします。 また、道路等の草刈り作業は、基本的に市が行い、各地区ごとに道路や河川等の順番を決めて行っておりますが、御指摘の草刈り時期のずれにつきましては、極力、効率的に作業が進められるよう努めてまいりますので、御理解をお願いします。</p>	B	<p>都市建設部 道路維持課</p> <p>環境衛生部 ゼロごみ推進課</p>

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	3	<p>【不法投棄ごみ対策について】 日の出三光町内会</p> <p>昨年度も要望いたしておりますが、当町内会区域の幌内川沿いの特定箇所のごみステーションに不法投棄が散見され、当町内会では不法投棄防止の注意喚起を促すための看板を作成し設置しております。</p> <p>しかし、今年度も礼服、仏具、座布団、パソコンなどの不法投棄が継続されており、その都度、市担当部と協議し防止に努めております。行政として、この種廃棄を不適正排出との認識なのか、不法投棄との認識なのかによっては防止対策が異なるものと思われませんが、当町内会としては不法投棄との認識であり行政として抜本的な対策を講じていただきますよう要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 不法投棄とは、山林や空き地など、指定された場所以外の所へごみを投棄する行為のことで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の罰則が適用されます。これに対し不適正排出とは、ごみステーションにおいて、ごみの分別や出す日を守らない、指定袋以外で排出するなど、排出ルールを守らない行為のことです。ただし、ごみステーションであっても、排出が禁止されている廃棄物が投棄されるケースなどは、不法投棄に該当する可能性があると考えております。</p> <p>これまでも、日の出三光町内会におかれましては、独自で不適正排出防止・不法投棄防止の看板を設置いただくなど、御協力をいただいておりますが、抜本的な対策には至っておりません。</p> <p>市としましては、今後も町内会と連携しながら、粘り強く対応してまいりたいと思います。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 <u>令和元年10月30日、夜間における不適正排出防止策として、試験的にセンサーライトを設置し効果を検証中です。</u></p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	4	<p>【ごみステーションのごみ分別が守られていない】 明野柳町内会</p> <p>ごみステーションに、回収されない袋が山のようにいつまでも残って、異臭とハエや小さな虫が多数発生して不衛生な状態が続いているところがある。又有料指定袋に入れてないものや、犬のフンを袋に入れてポイ捨てであったりとルールがまだまだ徹底されていないと嘆いています。</p> <p>やはりアパート周りのごみ箱がルールを守らない傾向があります。回収車の皆さんが把握していると思いますので悪いところは、何かの手を打ってほしいと思います。町内会の連絡で持っていっても又同じことが繰り返されるばかりです。</p>	<p>ごみの不適正排出につきましては、地域住民からの通報や収集業者からの報告を受け、市の指導員が開封調査を行い、排出者が特定できた場合は直接指導を行っております。一方、排出者が特定できない場合は、周辺住民に注意喚起のビラを配布してから、ごみを回収するなどの対応をしております。</p> <p>また、排出状況が悪く不衛生な状態が続いている共同住宅のごみステーションにつきましては、住宅の管理者へ適正に管理するよう指導しております。</p> <p>更に、市と住宅管理者が立合いのもと違反ごみの開封調査を行うなど、ごみ出しのルール徹底について周知に努めてまいります。</p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	5	<p>【ごみ不適正排出ステーションへの対策について】 新開明野元町町内会</p> <p>ごみの不適正排出は、共同住宅周辺ステーションで多く見受けられ、周辺住民から町内会への苦情も多く苦慮しています。その所は、市の強力なリーダーシップを期待するところです。「苫小牧市共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」という組織が設置され活動しているはずという話を耳にしました。現在活動中であれば是非ご指導願いたいと思います。</p>	<p>「苫小牧市共同住宅排出マナー改善対策協議会」は、苫小牧市と不動産関係団体、共同住宅管理者等が、共同住宅入居者のごみ排出マナーの向上を図ることを目的に設置をしております。</p> <p>平成25年からこれまでに、計8回協議会を開催し、ごみ排出ルール周知及び不適正排出の防止について情報交換を行っております。その中で入居者へのビラの配布や、共同住宅専用ごみステーションにおける立合い調査を行うなど、不適正排出防止に取り組んでおります。</p> <p>今後も、協議会を活用しながら、オーナーや管理会社と連携して実効性のある取組を行い、共同住宅におけるごみの排出マナー向上に努めてまいります。</p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	6	<p>【ゴミ回収のあり方】 見山町東町町内会</p> <p>現在、ゴミ戸別収集が試験的に実施されているが、いつから全市になるか判明しません。</p> <p>町内でも高齢者の認知症が進みゴミステーションのルールを守れない方がいますが公園に常設しているステーションでは、車からのポイ捨てや期日が守られていません。</p> <p>ある方は、不法なゴミ袋を使い何度か注意され改善されましたが、規則が守られるステーションは現状のままが良いのですが、そうでない所だけでも戸別収集に切り替えてほしい。</p>	<p>ごみの戸別収集は、従来のステーション方式とは異なり、各戸ごとにごみを排出・収集する方式で、平成28年7月から市内の一部地域で試験的に導入しております。</p> <p>戸別収集では、高齢者や子育て世帯のごみ出し負担を軽減するほか、ごみの排出マナーの改善が期待されます。</p> <p>一方、戸別収集を全市拡大するためには、多額の費用を要するほか、収集作業の人員確保が課題であります。このため、当面は現状のごみ収集方式を継続しますが、戸別収集の全市拡大に向けて引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、ごみの排出ルールが守られないステーションについては、現地の状況を確認の上、町内会と連携しながら改善策を講じてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。</p>	C	環境衛生部 ゼロごみ推進課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	環	7	<p>【野生動物の町中への出没】 住吉泉町内会</p> <p>(1) 鹿の出没 昨年もテーマとして出しましたが、状況は変わらず、以前より大きくなった鹿達が夜中の町内を歩き回っています。庭に囲いを作ることのできる方は防止できても柵の作れない方は好きな花も植えられないので色々な工夫をしています。あきらめている状況です。駆除の状況はどうなっているのかお聞きしたい。</p> <p>(2) 多くの熊の出没情報が全道で報じられていますが苦小牧の周辺の状況は。霊園周辺の出没は毎年ありますが、民家に近い所で出没する可能性はあるのでしょうか。</p> <p>(3) 野生動物が町中に出てくることになってしまう事に心配があります。 人がなれてくると写真の撮影や餌やり等の行為が出てくる。農作物はもちろん人への被害も心配です。今後の駆除の見通しはありますか。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>(1) エゾシカの駆除につきましては、例年実施の農地周辺での捕獲のほか、昨年度に引き続き北海道に対し、エゾシカ等捕獲事業を要望し、東部地区での実施が決定しております。 また、生活環境被害対策として、昨年からは高丘森林公園での捕獲も行っており、今後も北海道や関係部署と連携し、捕獲事業を続けてまいります。</p> <p>(2) 今年度の市内でのヒグマの目撃情報は、7月末で32件と例年より多い状況です。目撃場所は、美沢・柏原・静川など東部地域と支笏湖に向かう国道276号線などとなっており、市街地への侵入等はありません。 ただ、本市は、樽前山ろくの山林に隣接しており、ヒグマが市街地等に侵入する可能性がないとは言えません。</p> <p>(3) 今後の駆除等の見通しについては、エゾシカやアライグマに関しましては、捕獲事業を継続してまいります。 ヒグマについては、市ホームページなどで出没についての情報提供など注意喚起を行い、さらに昨年までに出没した場所を中心に予察パトロールを行い、侵入警戒と追い払い等の防除対策に努めてまいります。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】</p> <p>(2) 今年度の市内でのヒグマの目撃情報は、1月末で46件と例年より多い状況です。目撃場所は、美沢・柏原・静川など東部地域と支笏湖に向かう国道276号線などとなっており、市街地への侵入等はありません。 ただ、本市は、樽前山ろくの山林に隣接しており、ヒグマが市街地等に侵入する可能性がないとは言えません。</p>	B	環境衛生部 環境生活課
					B	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	8	<p>【所有者・管理者不在の空き地の草刈り等の実施について】 すずらん町内会</p> <p>毎年のように同じ内容の要望となりましたが、今回は、地域住民から、切実な声を寄せられたことから、再度、提出させていただくことになりました。</p> <p>空き地の草刈り等については土地管理者において行うもので、これまでも市から土地管理者等に定期的に状況写真などを添付し連絡をしていただいていることは承知しています。</p> <p>それにより、草刈りを実施してくれる方がいる一方、全く実施していない管理者等がいるのも事実です。</p> <p>そして、このような空き地の一部には、最近、不動産会社や住宅メーカーなどの販売等の看板の設置がみられるようになりましたが、これら土地の管理も必ずしも行き届いているようにも思えません。</p> <p>そうした中、草刈り等が実施されないまま長期にわたり放置されている空き地に隣接し居住している世帯の中には、今年も、また雑草に囲まれる季節になり、乾燥時の野火の発生の恐怖や虫の発生で窓などを開けられず、気が滅入って健康不安を抱えるも、半ば諦めのような気持ちで日々の生活を送っている高齢世帯もあります。</p> <p>このような方々は、看板を立てている業者は別として、それ以外の土地管理者等を個人で探す術を持っていません。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>	<p>本市では、「苫小牧市空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」に基づき、空き地の管理者に対し、雑草等の繁茂する管理不良の状態にならないように努めていただくよう、以下の取組を行っております。</p> <p>【市の取組状況等】</p> <p>(1) 資産税課の納付書発送時に草刈り依頼文書を同封 (2) 空き地調査後、雑草等が繁茂している空き地の管理者に文書の発送(消防本部の防火対策文書を同封) (3) 草刈りをしない管理者に文書の再発送 (4) それでも草刈りをしない管理者に文書の再々発送(市外居住者には必要に応じて現地写真を添付や直接電話等による対応も実施)</p> <p>昨年度からは文書内容や文書の色(再発送時は黄系、再々発送時は赤系)にも工夫をしております。</p> <p>ただ、御指摘のとおり、空き地の草刈りは、管理者の御理解・御協力がなければ解決できない問題です。</p> <p>特に長年一度も草刈りをしていただけない管理者には、今後隣接地居住者の皆様のお困りの状況を強く訴える文面に変更するなど、より一層指導及び勧告に努め、適切な維持管理を粘り強く要請してまいります。</p>	B	環境衛生部 環境生活課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
			<p>(前ページより)</p> <p>空き地の所有者・管理者は、このような状況にある方々のこうした心情をどのように考え、どのように感じているのかと思います。</p> <p>もし、自分たちが同じような状況に置かれたときのことを考えていただきたいだけのことです。</p> <p>以前にもお話ししてきましたが、管理が行き届かない状態が続きますと、害虫の発生、不法投棄の温床につながりかねず、景観の悪化だけでなく、防犯上の問題も生じてきます。</p> <p>地域住民は、決して無理な要望をしている訳ではありません。毎年のように草刈りなどをしていただきたいだけのことです。</p> <p>毎年のように要望される市としても大変でしょうけど、行政に頼るしかない現状を土地管理者に伝えていただきたく、再度の要望となりました。</p>			

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	10	<p>【空き地の雑草草刈りの要請】 大町寿町内会</p> <p>錦町1丁目3のところ、雑草が伸びて道路側の金網を乗り越えて来ている。草刈りをお願いします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 6月中旬の市内空地一斉調査において、草刈り対応必要と判定し6月24日、2回目の調査後の8月7日、3回目の調査後の9月13日に土地所有者に対して指導文書を送付いたしました。指導文書の内容は回数を重ねるたびに、対応を強く促す内容となっております。今回の要望を機に9月27日に再度現地確認をしたところ、草刈り未対応の状況であったため、近日、所有者宅へ訪問し、直接指導を行う方向です。引き続き、所有者の対応に向けて指導を継続してまいります。</p> <p>【令和2年3月末時点回答】 <u>10月10日、土地所有者宅へ訪問し、直接指導を行いました。次年度も引き続き、対応に向けて指導を継続してまいります。</u></p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>環境衛生部 環境生活課</p>